

## 宇治市監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 31 年 2 月 21 日

宇治市監査委員  
森 真二  
松岡 ゆかり  
水谷 修

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

平成30年度福祉子ども部及び教育部の財務に関する事務の執行について

## 第3 監査の実施期間

平成30年11月1日から同年12月21日まで

## 第4 監査の概要

この監査は、福祉子ども部子ども福祉課、保育支援課、保健推進課における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務及び教育部学校教育課（学校実地監査）を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

## 第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

貸付金元利収入収入状況（子ども福祉課）

保育所保育料収入状況（保育支援課）

補助金支出状況（子ども福祉課、保育支援課、保健推進課）

委託料支出状況（子ども福祉課、保育支援課、保健推進課）

学校実地監査

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

## 記

### 1 こども福祉課

#### (1) 貸付金元利収入収入状況について

調定の不備が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

なお、平成27年度の前回定期監査等において、各条例及び規則に定められている返済期限を超過しているものが見受けられたと指摘した点については、改善が図られていた。引き続き、債権の適正な管理に努められたい。

#### (2) 補助金支出状況について

特になし。

なお、前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

#### (3) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

### 2 保育支援課

#### (1) 保育所保育料収入状況について

特になし。

#### (2) 補助金支出状況について

特になし。

#### (3) 委託料支出状況について

支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

### 3 保健推進課

#### (1) 補助金支出状況について

特になし。

#### (2) 委託料支出状況について

特になし。

### 4 学校教育課

#### (1) 学校実地監査について

木幡中学校、大開小学校について、備品・公印管理状況、郵券等管理状況、菓

品管理状況、危機管理対策を中心に、関係教職員からの説明を求めた。いずれの学校についても、調査対象に関して特に指摘する事項は見受けられなかった。